

新型コロナウイルス感染症拡大の影響とその対応について

○質問(佐藤秀教) この度の新型コロナウイルスの感染拡大は、国内経済に深刻な打撃を与えております。本年4月7日に「新型コロナウイルス対策特別措置法」の規定に基づき、7都府県で発令された「緊急事態宣言」は、全国へ拡大し期限の延長を経て、5月25日に全面解除となりました。しかし、これでウイルスが消えたわけではなく、感染終息については有効なワクチンや治療薬の完成が不可欠であり、現実的には見通しが立たない状況です。今後も引き続き警戒を怠らず、感染の再拡大に備えて、命と健康を守るために何をすべきか、職場や家庭などのあらゆる場面で、新型コロナウイルス対策を前提とした活動が求められます。一方、地域経済は著しく疲弊しており、本町においてもこの間、町独自の感染予防対策や地域経済支援など、様々な取組を実施してきたところではありますが、緊急事態宣言が解除されたことにより、日本のコロナウイルス対策は第2波、第3波を警戒しつつ、社会経済活動を段階的に再開する新たな局面に入りました。これを受けて、本町でも段階的に諸活動が再開されることとなりますが、再開するにあたり、次の点について伺います。(1)農業を中心とした地場産業の育成について。(2)本格的な観光シーズンを迎えるにあたり、感染予防対策や観光客誘致などの観光振興の取組について。(3)長期休校で損なわれた学習ロスの解消について。(4)感染症と自然災害の複合災害リスクが高まる中、感染リスクを考慮したガイドライン等の策定について。以上4点について町長の見解を伺います。

○答弁(佐藤聖一郎) 1点目の「農業を中心とした地場産業の育成」についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受ける事業者に対しては、事業の継続を下支えするために支給される「持続化給付金」、入国が困難になった外国人技能実習生の代替人材を受け入れることに伴う掛かり増し経費を補助する「農業労働力確保緊急支援事業」、野菜・果樹などの高収益作物について次期作に前向きに取り組む生産者を支援する「高収益作物次期作支援交付金」などの国の支援制度が講じられており、こういった制度の活用が図られるよう町内回覧や町ホームページにより周知を行い、新おたる農業協同組合と連携し申請等の支援に努めているところであります。労働力の確保につきましては、北海道が5月に関係機関・団体と人手を必要とする農業者との効果的なマッチングの取組を推進するため設置された「北海道援農推進連絡会議」の活用等、町といたしましても、観光地での仕事がなくなったホテルの従業員とのマッチングなど新たな労働力の確保に向けた取組を行ってきたところであります。今後におきましては、本町の農産物の出荷が本格的に始まることから、労働力の確保や市場価格等の状況を注視してまいりたいと考えております。

2点目の「本格的な観光シーズンを迎えるにあたり、感染予防対策や観光客誘致などの観光振興の取組」について申し上げます。感染予防対策といたしましては、果樹観光の部分で仁木町観光協会観光農園部会が中心となり策定した「観光農園くだもの狩り及び直売所ガイドライン」に基づき営業をしていただくとともに、仁木町観光協会が作成した観光客に向けたチラシの配布や「新北海道スタイル」安心宣言及び「北海道コロナ通知システム」の取組を推進しているところであります。観光客誘致につきましては、例年のようなイベント開催や札幌市などでのPR活動は新型コロナウイルス感染症の感染者数などの状況を考慮しながら開催地や関係団体と協議の上、実施の可否を判断してまいります。なお、観光情報につきましては、仁木町観光協会のホームページやフェイスブック等を中心に情報発信を行ってまいります。また、観光客の減少等により厳しい状況におかれている町内の観光事

業者、飲食店、商店等の持続的な事業展開を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地域産業経済復興支援事業の実施に向け作業を進めているところであります。今後におきましては、国や北海道の感染・対応状況等を踏まえ取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の「長期休校で損なわれた学習ロスの解消」につきましては、4月20日から続いておりました臨時休業を5月31日で終了し、6月1日から徹底的な感染症対策を講じて学校を再開したところであります。臨時休業に伴う学習の遅れにつきましては、学習内容の定着状況に応じ、授業内容や学校行事の重点化を図るほか、夏期及び冬期の長期休業期間を合わせて20日間程度短縮して授業日数を確保するなど、年間指導計画を全面的に見直して、年度内に全ての学年において学習指導要領で示された教科の内容が身に付くよう指導してまいります。

4点目の「感染症と自然災害の複合災害リスクが高まる中、感染リスクを考慮したガイドライン等の策定」につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況下においても、気候変動による豪雨などの自然災害がいつ起きるか分からない状況であります。避難所においては、いかに感染拡大を防ぎながら安全な避難を確保できるか検討を進め、また、通常の災害発生時よりも多くの避難所の開設や、親戚や友人の家などへの避難の検討など「密」を避ける方策を取り入れながら、災害の規模や状況に応じた、これまでとは違う多様な避難形態にも柔軟に対応することで、町の避難所運営マニュアルの改正に着手し、現在、精査しているところであります。また今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、避難所における感染症対策としてパーティションを購入することとしております。このパーティションは避難所における飛沫感染の防止を始め、密接・密集の回避にも有効と考えております。手洗いや咳エチケット、十分な換気など基本的な対策の徹底、避難者自らマスク等を持参してもらうなど、現状において対応可能な事項の周知や、日頃からの防災に対する意識啓発が重要であると認識しております。引き続き、防災に関する知識の普及を図り、適切な避難行動がとれるよう新たな情報の提供や避難訓練などを通じて、防災意識の醸成に努めてまいります。

本町の危機管理対策について

○質問（磨 直之）昨年度から続いている新型コロナウイルス感染症については、5月末に緊急事態宣言が解除されましたが、現在の本町の危機管理対策については一抹の不安を感じています。これまでの本町の新型コロナウイルス感染症への対応の遅さや対策が後手に回っている状況を考えると、今後、北海道へ第3波、第4波が来た際に対処できるのでしょうか。また、新型コロナウイルス感染症に限らず、同様にパンデミックに陥った際に、町民を守れるのかという点には不安を抱かざるを得ません。具体例はいくつかありますが、例えば、民間施設への休業要請の依頼の遅さなどが例として挙げられます。全国的あるいは北海道内でみても、危機意識の高い施設などは、早期に休業に入っています。そこで、次の点について伺います。（1）新型コロナウイルス感染症に対する町の対応として、多岐に渡る検証を実施し、早期に判断することはできなかったのか。（2）町の対応の中で問題点として認識していることは。（3）農業従事者や民間企業など、道内外から従業員や観光客を受け入れる可能性の高い事業者に対するそれぞれへのガイドラインの提示は。

○答弁（佐藤聖一郎）1点目の「新型コロナウイルス感染症に対する町の対応として多岐に渡る検証を実施し、早期に判断することはできなかったのか」についてであります。1月28日付けで「北海道感染症危機管理対策本部」が設置されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症から町民の生命と健康を守ることを第一の目的に、1月31日、特別職及び課長職等で構成する「仁木町新型肺炎（新型コロナウイルス感染症）に関する庁内連絡会議」を立ち上げ、4月3日まで8回にわたり会議を開催しております。本会議では、感染防止対策を検討したほか、検疫体制の強化による農業現場での労働力不足、外出自粛による観光事業への影響等、町民生活や地域経済に及ぼす影響についても情報の共有を行っております。4月7日には、東京都、大阪府など7都府県に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されたことを受け「仁木町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大され北海道も特定警戒都道府県に指定されたことを踏まえ、国及び北海道の方針や取組とも連携し、不要不急の外出と札幌市への往来の自粛、繁華街の接客を伴う飲食店への外出の自粛、ソーシャルディスタンスの推進、特定警戒都府県からの訪問者の受入れの自粛などを全ての町民にお願いするとともに、指定管理施設を含む町の施設についても休館や使用制限といった措置を行ったところであります。北海道においては、映画館、クラブ、キャバレー等、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に該当する施設を対象に4月20日から休業要請が実施されたところであります。本町においては、これらに該当しない施設においても、札幌市内からの利用客が押し寄せることが懸念されたことから、観光農園、きのこ王国仁木店及びN I K I H i l l s ワイナリー等の観光関連事業者並びに飲食店等に対し、5月2日から6日までの休業要請と16日から31日までの土・日曜日の休業要請・営業自粛を町独自でお願いし、各事業者の皆さまからご協力をいただいたところであります。このように、基礎自治体レベルで新型コロナウイルスへの感染防止対策の検証を行うことができる体系化された対策や知見（エビデンス）がない中であって、「仁木町新型コロナウイルス感染症対策本部」が主体となって、国及び北海道などから発出される情報や方針を基に、柔軟かつ迅速に、時宜を得た対応を実施できたものと認識しております。

2点目の「町の対応の中で問題点として認識していること」について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の治療薬がなく、感染経路も特定できない状況にあって、町民にとりまして、先行きの

見えない状況に、困惑と不安を抱いているものと認識しております。町では、引き続き、町民生活や地域経済を取り巻く状況の把握に努め、国及び北海道の方針や取組とも連携しながら、「感染症拡大防止への取組」、「町民生活及び子どもたちへの支援」、「地域経済への支援」について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した取組を展開してまいります。さらには、「感染症再流行の抑制」と「社会・経済活動の再開・回復」を両立させていくための道筋もしっかり議論し、必要な取組を迅速かつ的確に実施していくことが重要と考えているところであります。今後とも、町民に寄り添い、町民生活に安心感をもたらすことができるよう、町民、事業者を始め関係機関・団体など多様な主体との連携を図りながら、町として可能な対策を最大限追求してまいります。

3点目の「農業従事者や民間企業など、道内外から従業員や観光客を受け入れる可能性の高い事業者に対する、それぞれのガイドラインの提示」につきましては、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態宣言が解除された後は一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げる上で、「新しい生活様式」の定着や、必要に応じて各事業者が業種の実態に応じた感染拡大予防ガイドライン等を策定し実践することを前提としており、これらを励行していくことが重要なものと認識しております。既に、関係機関・団体等から130以上のガイドラインが公表されており、農業においては、公益法人大日本農会において「農業関係者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」が策定されているほか、町独自には、仁木町観光協会と仁木町との共同で「観光農園くだもの狩り及び直売所ガイドライン」を策定し、関係事業者に励行を呼びかけております。農業従事者を含む町民には、国、北海道、町が示している、手洗い、マスクの着用、密集・密閉・密接のいわゆる3密の回避、感染拡大を防ぐために物理的な距離をとるソーシャルディスタンスの実施といった基本的な感染防止対策の励行を継続して呼びかけていくとともに、創意工夫を図りながら新型コロナウイルスの感染予防に取り組まれている方に対して、ガイドラインの策定、北海道において推進している「新北海道スタイル」に基づく安心宣言の策定に対する支援を行ってまいります。

「北海道版避難所マニュアル」の改正による本町の対応について

○質問（門脇吉春）北海道は、5月12日に道議会総務委員会において、道内各自治体の避難所運営のひな型となる「北海道版避難所マニュアル」の改正を決定し、各自治体に通知しました。新型コロナウイルス感染症の感染が続くことを念頭に、大規模災害時の感染症対策を明記し、感染の疑いがある人と症状が無い人の避難スペースを分けることや、密集・密接・密閉の「3密」回避の対応を求め、集団感染防止対策の検討を急ぐよう求めるものです。本町においても、避難に関する計画やマニュアルが存在する中で、この改正がどのように影響し、今後どのように対応していくのか伺います。

○答弁（佐藤聖一郎）この度の新型コロナウイルス感染症は、世界で猛威を振るい感染拡大がどのように収束していくのか先が見えない中、全ての国民が感染防止対策に努めている状況にあります。議員仰せの北海道版避難所マニュアルにつきましては、各自治体における避難所運営のひな形となるもので、本町においてもこのマニュアルを参考にして平成28年11月に作成、平成29年5月に一部修正を行い、町内の指定避難所20か所に配置して活用することとしております。今回の改正につきましては、平成30年北海道胆振東部地震検証委員会からの提言や厳冬期における避難所運営訓練の成果、さらには新型コロナウイルスを含む感染症対策を加えた改正となっており、本町の対応といたしましてはこの度の改正に合せ町の避難所運営マニュアルの修正内容を精査しているところであります。新型コロナウイルスを始めとする感染症対策につきましては、避難所では集団生活により感染症が拡がりやすい環境にあることから感染拡大防止に万全を期すことが重要と考えております。具体的には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設することや、親戚や友人の家などへの避難の検討など「密」を避ける方策を取り入れながら、災害の規模や状況に応じて柔軟に対応、検討してまいります。また、避難所運営における感染症対策では、手洗いや咳エチケットを始め、十分な換気など基本的な対策の徹底により避難所の衛生環境の確保を図るとともに、避難者や避難所運営スタッフの健康状態の定期的な確認を行うなど新型コロナウイルスを含む感染症の感染拡大を防止しながら、災害時の適切な避難所運営に努めてまいります。さらには、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、避難所における感染症対策としてパーティションを購入することとしておりますので、避難所における飛沫感染の防止を始め、密接・密集の回避にも努めてまいりたいと考えております。今後においても適切な避難所運営が図られるよう、マニュアルの定期的な見直しを行うとともに、平時からの事前準備など自然災害を始めとした防災対策に取り組んでまいります。

町営住宅等の長寿命化対策は

○質問(野崎明廣) 仁木町住宅マスタープラン及び仁木町営住宅等長寿命化計画は、今後のさらなる少子高齢化・人口減少などの社会情勢の変化に対応し、住生活の安定確保や質の向上を促進するために策定され、これから発生する更新コストの削減と事業量の平準化を図ることを目的としています。本計画は今後20年を構想期間、10年を計画期間として策定されており、概ね5年ごとに見直しを行うこととされています。計画を策定するに当たり、現入居世帯に対するアンケート調査も実施され、住環境の総合的な満足度は半数以上が満足しているとの回答でありましたが、入居者の中には、不安や不満等があるという回答もありました。そこで、仁木町住宅マスタープラン及び長寿命化計画の策定に当たり、次の点について伺います。(1) 入居世帯アンケートの回収率が50%に満たなかった原因は何か。(2) 大江団地は建設後30年以上経過しているが、建替など今後の見通しは。(3) さわやか4や、かがやき8は、来年度腐食したバルコニーの補修を行う予定となっているが、現在、危険防止対策は図られているのか。(4) 長寿命化計画では「外壁塗装」による改善としているが、長期的に考えた場合「外壁張替」の方が効果的ではないか。(5) 団地周辺の除雪や草刈りは、入居者の方が管理するとされているが、入居率が低下した場合の負担増についてどう考えているのか。以上5点について伺います。

○答弁(佐藤聖一郎) 「仁木町住宅マスタープラン」につきましては、仁木町における住生活の安定の確保及び向上の促進を図ることを目的として、「仁木町営住宅等長寿命化計画」につきましては、町営住宅等の予防保全的な管理、長寿命化による事業量の平準化を図ることを目的として、令和2年3月に策定しております。

1点目の「入居世帯アンケートの回収率が50%に満たなかった原因は何か」についてであります。当該アンケート調査につきましては、町営住宅等へ入居する193世帯へ送付し、94世帯から回答があり、回収率は48.7%でありました。同じく、前計画策定時(平成21年度)に実施したアンケートでは、回収率は57.6%であったことと比較し、回収率が8.9pt低下しております。一般的に高齢世代のアンケート回収率は低い傾向にあることから、60歳以上の世帯主の割合が前回の52.4%から66.0%に増加する等、入居者の高齢化も原因と考えております。なお、アンケート調査につきましては、回収率が極端に低いと調査結果に偏りが出て、事実と乖離する可能性が高くなるとされておりますが、今回のサンプル数193世帯において、48.7%の回収率があったことは、有意性のあるものと認識しております。

2点目の「大江団地の建替など今後の見通し」について申し上げます。大江団地は昭和60年に1棟4戸、昭和61年に1棟4戸、平成5年に2棟4戸を建設しております。平成26年には屋根改修、トイレ水洗化等の工事を全戸で実施しており、本計画では今後も維持管理に努めることとしております。

3点目の「さわやか4、かがやき8は来年度腐食したバルコニーの補修を行う予定となっているが、現在、危険防止対策は図られているのか」につきましては、職員による点検や退去時における確認により、状況に応じ修繕を実施しているところであり、令和3年度予定の補修工事までの間、適切に管理してまいりたいと考えております。

4点目の「長寿命化計画では外壁塗装による改善としているが、長期的に考えた場合、外壁張替の方が効果的ではないか」につきましては、現時点で外壁塗装を計画しているものであり、改修するまでの期間中、職員による点検を実施し、劣化状況等によって計画を見直すなど適切な工法により補修してまいります。

5点目の「団地周辺の除雪や草刈りは、入居者の方が管理するとされているが、入居率が低下した場合の負担増について、どう考えているのか」について申し上げます。入居率が低下した場合の負担増についてであります。入居時に配付する「町営住宅入居者のしおり」において、団地周辺の草刈りや団地から町が除雪する道路までの間の除雪については、入居者が実施することとして周知しており、今後も引き続き入居者に実施していただくことを考えております。

果樹生産者への支援について

○質問（上村智恵子）新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、農業にも大混乱が生じています。それに加え、今年の冬は全国的に異常な暖冬・小雪であり、果樹は芽吹きが早く、今後の生育が心配です。また、近年は異常気象や自然災害による被害が激増しており、こうした被害への備えとして果樹共済制度の重要性が増しています。本町は、果実とやすらぎの里と謳っていますが、年々、果樹から野菜へ転換される生産者が多くなっています。果樹を守っていくために、町は品種改良や技術指導などに対する支援を行っているのでしょうか。また、生産者自身も災害に備えるために、農業共済制度へ加入していると思いますが、「掛け金が高い割に給付額が少ない」という声があり、加入者の割合は極めて低いと聞いています。そこで、以下の点について伺います。（１）果樹を守るために町が行っている具体的な取組と今後の方策は。（２）本町の生産者の農業共済制度への加入率と給付状況は。（３）町として、農業共済制度の掛け金に支援する考えは。

○答弁（佐藤聖一郎）１点目の「果樹を守るために町が行っている具体的な取組と今後の方策」について申し上げます。果樹農業は本町経済を牽引している重要な品目として、一層の振興を期待しているところでありますが、国産果樹の購入量の減少が顕著となり、価格が低迷している中であって、経営者の高齢化、後継者不足による担い手の減少、さらには、雨よけ施設の老朽化を始め生産基盤の脆弱化等、果樹生産を巡る情勢や環境が厳しいものとなっていることから、重点的に施策を講じてきております。令和元年度には国の補助制度を活用した果樹ハウスの導入の支援や、設置後数十年を経過した果樹ハウスの長寿命化に向けた支援、さらには、ブランド産地化を推進しているシャインマスカットの有利販売に資するため冷蔵施設の導入に対する補助等、生産基盤の構築を支援したほか、新千歳空港センタープラザにおけるさくらんぼフェアの開催、ふるさと納税の拡大による返礼品への採用などに取り組み、仁木町産くだものブランド産地化が着実に推進しているものと考えております。また、今後も果樹産地として持続的な発展を図っていく上で、地域の戦略に基づき生産を振興する品種への改植を計画的に進めることが重要であることから、果樹農業振興特別措置法に基づく「仁木町果樹産地構造改革計画」を本年４月に策定し、国の支援制度を活用しながら優良品種への改植を支援していくこととしております。今後につきましても、第２期仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略での方針を踏まえ、新おたる農業協同組合、後志農業改良普及センターとの連携の下、これまでと同様に果樹の生産振興に取り組んでまいります。

２点目の「農業共済制度への加入率と給付状況」について申し上げます。令和元年度の本町生産者の農業共済制度への加入率は約74%で給付状況は３件、約48万円となっております。このうち、果樹共済（りんご）への加入率は約43%で、前年の給付状況はありませんでした。

３点目の「農業共済制度の掛け金に支援する考え」についてであります。農業共済制度につきましては、農業者が支払う共済金掛金の一定割合（原則50%）を国が負担しているほか、農業共済組合の事務費用の多くを国が負担していることなど、公的な支援が行われていることや、農業共済の共済掛金及び賦課金については、必要経費として所得から控除が認められていることから、町独自に農業者が支払う共済金への支援は考えておりませんが、農業共済制度や収入保険制度は農業者にとって、農業経営の安定に向けたセーフティネットとなりますので、みなみ北海道農業共済組合後志支所と連携し、加入拡大に向けて周知してまいります。

本町の再生可能エネルギー施策について

○質問（上村智恵子）私は今まで、原発に頼らない社会を実現するため、本町にも再生可能エネルギーを導入すべきであると、何度も申し上げてまいりました。町長からは、過去の一般質問において、「今後建設される新たな施設には、新たなエネルギーの導入について検討していく」との答弁をいただいているため、現在建設に向けて進めている子育て支援拠点施設や、第6期総合計画の内容にも盛り込まれるものと大いに期待しています。一方、再生可能エネルギーの普及と共に、個人や民間企業の太陽光発電施設の建設が進み、小樽市では近隣住民とトラブルが発生していると伺いました。本町においても、昨年、民有地に大規模な太陽光発電施設が完成し、役場に問い合わせがあったと伺っております。再生可能エネルギーを取り入れる個人や民間企業が増えていくことは嬉しいことですが、このようなトラブルを防ぐためにも、再生可能エネルギーの導入に関する一定の基準を定めた条例やガイドラインを策定すべきではないでしょうか。以上のことを踏まえ、次の点についてお聞きします。（1）公共施設等に再生可能エネルギーを導入する考えはあるのか。（2）北町地区に建設された太陽光発電施設建設までの経過と町としての対応、住民からの問い合わせの内容と対処方法について。（3）自然環境や景観を保全するための条例やガイドラインを策定すべきではないか。

○答弁（佐藤聖一郎）1点目の「公共施設等に再生可能エネルギーを導入する考えはあるのか」についてであります。令和5年度供用開始予定の子育て支援拠点施設への再生可能エネルギー導入については、先般、公募型プロポーザル方式にて基本設計業務の業者が決定したところであり、プロポーザルの仕様書においては、省エネルギーに対応した提案を行うようにしており、各社から提案がありました。具体的には、ペレットボイラーの導入や、地中熱の利用、太陽光の利用があり、基本設計期間中に費用対効果や更新費用等、様々な検証を行い、本町に有益だと判断されたものについて導入を進めていきたいと考えております。また、農村公園フルーツパークにきにおいては、指定管理者の自主事業として展望台と管理棟の一部に太陽光発電パネルを設置し、照明など一部の電力を賄っているところであり、今後の再生可能エネルギー導入の参考としていきたいと考えております。

2点目の「北町地区に建設された太陽光発電施設建設までの経過と町としての対応、住民からの問合せの内容と対処方法」について申し上げます。北町地区の太陽光発電設備が建設された土地であります。従前は農地として耕作が行われておりましたが、地権者が農業経営を停止されたことにより耕作が放棄されたことから平成23年11月に農業委員会が実施した農地パトロールにおいて非農地の判定を受けております。平成28年12月8日にはこの土地を相続された地権者から農業振興地域の整備に関する法律に基づき仁木町農業振興地域整備計画で定めている農用地区域から除外の申請があり、所定の手続きを経て平成29年11月22日に農用地区域から除外しております。太陽光発電設備の計画については、北海道景観条例第21条の規定に基づく北海道知事からの意見照会が平成30年5月31日付けであり、北町6丁目40番地1ほか5筆に高さ3.8m、構造面積4258㎡の太陽光発電設備の設置を計画していることを承知し、6月13日付けで届出について異存がない旨の意見を回答したところです。また、この時期に事業者において周辺住民への説明を行っております。土地の取引については、1万㎡を超える土地取引の場合に義務付けられている国土利用計画法に基づく届出により、平成30年9月12日に太陽光発電設備を設置した東京都の業者に売却されたことを承知したところであり、一方、地域住民からは、地域への太陽光発電設備建設の計画に伴い、太陽光発電への関心や当該施設への懸念などから平成31年1月6日に開催された北町中央第1町内会の総

会において、事業者及び町に対し出前講座の要請を行う決議に基づき、2月1日に町内会から町に対し相談がありました。検討の結果、要望された講座の趣旨が計画している設備に関する説明や事業者との意見交換を望むものであることから、町主催による出前講座としてではなく、事業者による太陽光発電計画の説明会として開催することとし、3月14日に中央一会館において開催されております。説明会の中では、用地の取得、大型車両の出入りに伴う防塵対策、誘導員配置、太陽光パネル設置方法、風の影響や音の影響、問題が発生した時の対応などの質問や意見が寄せられております。今後におきましても住民生活に支障のないよう、太陽光発電設備の稼働状況等を注視し、地域の方々と情報共有を図りながら必要に応じて事業者へも要望してまいります。

3点目の「自然環境や景観を保全するための条例やガイドラインを策定すべきではないか」につきましては、太陽光発電などの再生可能エネルギーは平成30年に閣議決定されたエネルギー基本計画においても、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していくこととされております。太陽光発電事業は、日当たりの良い立地であれば比較的導入しやすいため、固定価格買取制度が創設されて以来、本町はもとより、全国的に導入が進んでいるところですが、一方で、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響などの問題が生じる事例が報告されております。また、重要な動植物の生息・生育環境の改変等による自然環境への影響も懸念されております。このように環境影響が顕在化している状況を踏まえ、令和2年4月から新たに太陽光発電事業が環境影響評価法の対象事業として追加されることとなりました。さらには、環境影響評価法の対象とならない規模の事業についても、環境に配慮し地域との共生を図ることが重要である場合があり、必要に応じてガイドライン等による自主的で簡易な取組を促すべきとの考え方が国から示されたことから、令和2年3月、環境省から出された「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」等も参考に、環境と調和した形での事業の実施が確保されるよう、取り組んでまいります。